

議案第 38 号

甲府市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
甲府市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 27 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市水道事業給水条例の一部を改正する条例

甲府市水道事業給水条例（平成 9 年 12 月条例第 67 号）の一部を次のように改正する。

第 39 条第 3 号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を加え、同条第 6 号中「学校教育法による」を「学校教育法に基づく」に改め、同条第 8 号中「又は水道環境」を削る。

第 40 条第 2 号中「卒業した後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を、「同条第 3 号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）」を加え、同条第 4 号中「修めて卒業した」の次に「（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）」を、「同条第 3 号に規定する学校を卒業した者」の次に「（専門職大学前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。）」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 4 条第 1 項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の第 39

条第 8 号の適用については、同法第 4 条第 1 項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

提案理由

学校教育法の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に係る所要の改正を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。